

【6】 設置条件等（特記仕様書）

1. 適用	・ 本特記仕様書は、杵築市立山香病院厨房改修工事に伴う厨房機器の製造据付に適用する。 ・ 機器は、単品図及び機器一覧表の規格品を納入するものとし、単品図及び機器一覧表と異なる機器を選定する場合、同等品申請書類を指定された期日までに提出し、担当職員の承認を得ること。 ・ 同等品許可が得られなかった場合や申請無き機器に関しては、単品図・機器一覧表に記載してある規格品を納入するものとする。
2. 各機器の仕様	・ 新設品の製造にあたっては、機器一覧表の品名・数量に基づき、単品図・機器一覧表、単品機器仕様を遵守の上、規格品を製造・運搬・搬入据付、試運転調整を行うこと。 ・ 既存品については、平面図・機器一覧表に基づき移設・設置・接続を行うこと。 ・ 単品図及び機器一覧表に記載されている規格品以外の製品を納入する場合、性能・規格・仕様を表した単品図及びカタログ等を同等品申請書類と共に提出し、担当職員の許可を得ること。 ・ 尚、同等品申請書類は期日を厳守し単品図毎に提出すること。 ・ 平面図のレイアウトに変更が生じる製品及び作業スペースに影響が出る製品は同等品として認めないものとする。 ・ 新設品の機器寸法は単品図及び機器一覧表を基準とし、厨房機器仕様書に記載される能力、性能を遵守した上で、建築構造や作業スペースに影響しない範囲とすること。 ・ 機器はランニングコスト軽減の為、単品図・機器一覧表に記載してある電気容量と同等又はそれ以下とする。 ・ 給水、給湯、排水、電気の消費量と配管口径は単品図・機器一覧表を基準とし、性能や調理作業及び工事に支障のない範囲であれば若干の増減は認める。 ・ 機器仕様の優先順位は①機器単品図 ②厨房機器一覧表 ③平面図とする。
3. 搬入・据付	・ 本工事の現場管理人は下記の資格を有するものとすること。 ○一級管工事施工管理技士 ○一級厨房設備施工技能士 ・ 搬入時は建物、床を傷めないよう十分養生を行うこと。
4. 撤去・処分	・ 入替機器については、落札業者の責任におい撤去および適切に処分すること。 ・ また、追加で撤去対象品が発生した場合は、関係者間で協議の上、撤去を行うものとする。
5. 付帯工事	・ 厨房改修に伴う一次側設備工事・一次側電気工事・建築工事については含めないものとする。 ・ ただし、二次側の配線・配管の接続工事については落札業者が、建設工事業者と協議の上行うものとする。 ・ 単品図及び機器一覧表に記載されている機器以外を納入する場合、それに伴う設備、建築工事などの追加工事は、請負者の負担において工事を行うこと。
6. 保証・立会い	・ 厨房機器の保証期間は1年間とする。（ただし既存品は除く） ・ 調理従事者が調理システムに慣れるまで導入サポートを行うこと。 ・ 万一、材料・製造及び据付上の不備、製品の不良、工作上の粗雑などの原因で所定の性能が発揮しない場合は請負業者の負担において点検整備・改善を行うこと。 ・ 本工事引き渡しに際し、調理員に対する機器の取扱説明を行うこと。
7. その他	・ 質疑は期日を厳守し、FAXにて文書（書式任意）を提出すること。尚、電話等での回答は行わないものとし、回答は入札日2日前迄に指名業者全てにFAXにて内容を通知する。